

付帯設備及び物件状況報告書（告知書）

表1 付帯設備表

設備等には、経年変化および使用にともなう性能低下、キズ、汚れ等があります。また、物件内の動産物を撤去したことにより現在発見されている場所以外でキズ、汚れ、床のキシミ等が発生する場合があることを予めご了承ください。

※付帯設備等については、売主は瑕疵担保責任を負わず、現況のまま引渡しされますのでご承知おきください。

付 帯 設 備		付 帯 機 能	設 備 の 有 無	備 考 (※注1)
キ ツ チ ン 関 係	流 し 台	□電気・□ガス	□有・□無・□撤去	
	換 気 扇	□電気・□ガス・□石油	□有・□無・□撤去 ↓特定保守製品の表示 □有・□無	
	オ ー ブ ナ レ ン ジ コ ン ロ	□電気・□ガス	□有・□無・□撤去	
	ビルトイン食器洗浄乾燥機 (※注2)	□電気・□ガス	□有・□無・□撤去	
	ガス湯沸かし器(個別) (※注2)		□有・□無・□撤去 ↓特定保守製品の表示 □有・□無	
	給 湯 器 (□屋内・□屋外) (※注2)	□電気・□ガス □石油・□太陽	□有・□無・□撤去 ↓特定保守製品の表示 □有・□無	
水 ま わ り 部 門	浴 室 ・ 洗 面 設 备 関 係	ヒートポンプ	□有・□無・□撤去	
		シャワー	□有・□無・□撤去	
		風呂がま (※注2)	□有・□無・□撤去 ↓特定保守製品の表示 □有・□無	
		追い炊き	□有・□無・□撤去	
		保 温	□有・□無・□撤去	
		浴室乾燥機 (浴室乾燥暖房機) (※注2)	□有・□無・□撤去 ↓特定保守製品の表示 □有・□無	
	洗 面 設 备 一 式	洗面台	□有・□無・□撤去	
		鏡	□有・□無・□撤去	
		シャワー	□有・□無・□撤去	
		コンセント	□有・□無・□撤去	
		くもり止め	□有・□無・□撤去	
トイ レ 等	トイ レ 設 备 一 式	保 温	□有・□無・□撤去	
		洗 清	□有・□無・□撤去	
居 住 空 間 部 門	洗 灌 機 用 防 水 パ ン		□有・□無・□撤去	
	冷 暖 房 関 係	冷暖房機	□電気・□ガス	□有・□無・□撤去 台
		暖房機 (※注2)	□電気・□ガス・□石油	□有・□無・□撤去 台 ↓特定保守製品の表示 □有・□無 台
		冷 房 機	□電気・□ガス	□有・□無・□撤去 台
	床暖房設備	□電気・□ガス	□有・□無・□撤去 台	
	照 明	屋内照明器具		□有・□無・□撤去 台
		屋外照明器具		□有・□無・□撤去 台
	収 納	吊り戸棚		□有・□無・□撤去 台
		床下収納		□有・□無・□撤去 台
玄 関 ・ 窓 ・ そ の 他 部 門	玄 関 ・ 窓	下駄箱	□有・□無・□撤去	
		網戸	□有・□無・□撤去	
		雨戸	□有・□無・□撤去	
		カーペット(敷込のもの)	□有・□無・□撤去	
		カーテン	□有・□無・□撤去	
		カーテンレール	□有・□無・□撤去	
		インターフォン	□有・□無・□撤去	
		T V アンテナ	□単独・□共同・□ケーブル	□有・□無・□撤去
		物置	□有・□無・□撤去	
		庭木・庭石	□有・□無・□撤去	
	その 他	門・堀	□有・□無・□撤去	
		車庫	□有・□無・□撤去	
			□有・□無・□撤去	
			□有・□無・□撤去	

※注1 使用不可の場合には備考欄に「使用不可」と記載、異常・不具合が有る場合にはその具体的な内容を備考欄に記載して下さい。

設備の有無 有 (該当の設備有り) 無 (該当の設備無し) 撤去 (売主が撤去する)

※注2は、「消費生活用品安全法」の改正により、平成21年4月1日から特定保守製品(9品目)に該当します。

これらの製品に特定保守製品と表示されている場合は、以下の項目について売主から買主へ伝えて下さい。

①製造メーカーより点検等を受けるためには、所有者情報の提供(登録・変更)が必要となります。

②該当製品は、製造メーカーが定めた点検期間に点検を行なう必要があります。

③製造時業者への連絡先は製品に表示されています。

【特定保守製品9品目(平成21年4月現在)】

屋内式(都市・LP)ガス用瞬間湯沸器、屋内式(都市・LP)ガス用風呂釜、石油風呂釜、石油湯沸器、FF式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗浄乾燥機、電気浴室換気乾燥機

表2 物件状況報告書（告知書）

売主は、売買物件の状況について、以下のとおり現在知っている状況を買主に告知いたします。

尚、売買物件には経過年数に伴う変化や、通常使用による磨耗・損耗がありますのでご承知おきください。

また、物件内の動産物を撤去したことにより現在発見されている場所以外でキズ、汚れ、床のきしみ・さがり等が発生する場合があることを予めご承知おきください。

※売主は、本物件を現状有姿で引渡し、瑕疵担保責任を負わないものとします。但し売買契約書に売主の瑕疵担保責任期間が記載されている場合には、その期間内に発見された雨漏り・白蟻被害・建物構造上主要な部位の木部の腐蝕・給排水設備の故障の瑕疵についてのみは、責任を負うものとします。

項目		状況
建 物	雨漏り	<input type="checkbox"/> 現在まで雨漏りを発見していない。 <input type="checkbox"/> 過去に雨漏りがあった。箇所： 修理工事： <input type="checkbox"/> 未・ <input type="checkbox"/> 濟 年 月頃 <input type="checkbox"/> 現在雨漏り箇所がある。箇所：
	白蟻被害	<input type="checkbox"/> 現在まで白蟻の被害を発見していない。 <input type="checkbox"/> 白蟻予防工事： <input type="checkbox"/> 未・ <input type="checkbox"/> 濟 年 月頃 <input type="checkbox"/> 過去に白蟻の被害があった。箇所： 駆除と修理工事： <input type="checkbox"/> 未・ <input type="checkbox"/> 濟 年 月頃 <input type="checkbox"/> 現在白蟻の被害がある。箇所：
	建物の瑕疵 (傾き・腐食・きしみ・不具合等)	<input type="checkbox"/> 発見していない・ <input type="checkbox"/> 発見している → 箇所・状況： _____
	石綿使用調査結果の記録	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 調査年月日： 年 月 日 調査の実施機関： 調査の範囲： 石綿の使用の有無及び石綿の使用箇所：
	給排水施設の故障・漏水	<input type="checkbox"/> 発見していない・ <input type="checkbox"/> 発見している → 箇所・状況：
	新築時の建築確認通知書 (確認済証)・設計図書	建築確認通知書(確認済証)： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 設計図書： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 建設業者・宅建業者：
	住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 新築・ <input type="checkbox"/> 既存 平成 年 月
	耐震診断	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 → 書類名：
	増改築・修繕・リフォームの履歴	<input type="checkbox"/> 知らない・ <input type="checkbox"/> 知っている (年 月頃) 箇所・内容： 建設業者： 建築確認通知書(確認済証)： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 設計図書： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	備考	
土 地	境界確定の状況・越境	境界：杭 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 一部有 越境： <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 → 箇所・状況：
	土壤汚染の可能性	敷地の住宅以外(店舗・工場等)の用途での使用履歴 <input type="checkbox"/> 知らない・ <input type="checkbox"/> 知っている (年 月頃・用途：) 箇所・状況：
	地盤沈下、軟弱	<input type="checkbox"/> 知らない・ <input type="checkbox"/> 知っている → 状況：
	敷地内残存物 (旧建物基礎・浄化槽・井戸等)	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 → 箇所・状況：
	備考	
周 辺 環 境	騒音・振動・臭気等	<input type="checkbox"/> 知らない・ <input type="checkbox"/> 知っている → 状況：
	周辺環境に影響を及ぼすと思われる施設等	<input type="checkbox"/> 知らない・ <input type="checkbox"/> 知っている → 状況：
	近隣の建築計画	<input type="checkbox"/> 知らない・ <input type="checkbox"/> 知っている → 概要：
	電波障害	<input type="checkbox"/> 知らない・ <input type="checkbox"/> 知っている → 程度：
	近隣との申し合わせ事項	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 → 概要：
	浸水等の被害	<input type="checkbox"/> 知らない・ <input type="checkbox"/> 知っている → 時期・程度：
	事件・事故・火災等	<input type="checkbox"/> 知らない・ <input type="checkbox"/> 知っている → 概要：
	自治会費・区費等	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 → 金額 円
	備考	
	マクション の場合 のみ	管理費・修繕積立金の変更予定 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 協議中 → 時期： <input type="checkbox"/> 平成 年 月頃・ <input type="checkbox"/> 未定 大規模修繕の予定 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 協議中 → 時期： <input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 臨時負担金(<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 協議中) 円
その他売主から買主へ引継ぐべき事項		

平成 年 月 日付不動産売買契約に関し、本物件の付帯設備および状況が上記のとおりであることを売主は買主に告知し、買主は説明を受けその内容を了承いたしました。

平成 年 月 日

住所
<売主>
氏名 _____ 印

住所
<買主>
氏名 _____ 印

※ 付帯設備及び物件状況報告書（告知書）のご記入にあたって ※

不動産について「隠れた瑕疵」がある場合には、売主は無過失責任を負うことになっていますが、売主が「隠れた瑕疵」を知っていて告げない場合は、さらに深刻なトラブルをまねくことになります。国土交通省では宅地又は建物の過去の履歴や隠れた瑕疵など、売主や所有者しかわからない事項について、売主からの告知書を提出することにより、将来の紛争の防止に役立てることが望ましいと指導しています。

また、本書の記載内容は、買主だけでなく、購入検討のお客様に対しても参考情報として提供させていただく場合もございますので予めご承知おき下さい。

本書は、大変重要な書類ですので下記の内容を十分にご理解いただき、ご記入漏れのないようにお願い致します。

(瑕疵とは：きず。欠点。また、過失。法律上、なんらかの欠点や欠陥のこと。)

表1 付帯設備表のご記入方法

付帯設備表に記入されている設備の「有無」をご記入していただき、付帯している設備に関してはその状況、故障履歴、修理状況等を詳しくご記入してください。尚、設備の有無欄を「有」にした設備に関しては後日、買主様とのトラブルを避ける為に故障履歴、不具合、状況等をなるべく具体的に詳しく備考欄にご記入して下さい。また備考欄に「使用不可」とご記入した設備に関しては、買主様より引渡前に売主様負担にて撤去を申し入れられる場合がありますので予めご了承下さい。

特定保守製品に該当する設備は特定保守製品の表示の有無を告知する必要があります。必ずご確認の上ご記入して下さい。

また表示が有る場合には別途※注2の①②③の各事項を売主様より買主様へ伝えて頂く必要があります。

売主様は買主様へ引渡す「付帯設備」については、買主様に引渡すまでの間は、善良なる管理者として注意義務をもって契約時の状態を保持するように努めて下さい。

なお、記入の際は「付帯設備表記入にあたっての留意について」をご参考としながら「付帯設備表」に正確にご記入願います。

【付帯設備表記入にあたっての留意について】

当社の『付帯設備表』は、部門ごとに区分けをし、それぞれの項目ごとに主な設備をあらかじめ記載しています。記載以外の設備がある場合には、一番下の「その他」欄に記載します。

これらの設備についての設置状況を「有・無」あるいは引渡しまでに売主の責任において撤去する場合には「撤去」にチェックをして下さい。また、それぞれの設備に付帯機能がある場合は付帯機能の欄に記載します。

その他各設備について、不具合がある場合など売主から買主に特に伝えておく必要がある事項については「備考」欄にご記入下さい。

水まわり部門

【キッチン関係】

製品ごとに記載することになります。それぞれの設備は、長期間の使用等に伴う性能の劣化などや不具合が発生する場合がありますのでこれなどの具体的な事象については備考欄に記入します。

特に、長期間にわたり使用していなかった場合には、引渡し前に点検するようにして下さい。

また、凍結の可能性がある設備については水抜き等の処置をして下さい。

【浴室・洗面設備関係】

洗面設備については、ひび割れ等についてご記入下さい。

給湯関係は、引渡し後買主様から不具合の申出が多いところです。この部分は、使用年数等も記入して下さい、後々、買主が該当設備を保守する上で参考となるような情報も記入して下さい。

トイレ設備の付帯機能は便座の保温等の機能がある場合及び利用の可否を記入して下さい。

居住空間部門

【冷暖房関係】

冷暖房機、暖房機、冷房機、床暖房設備はそれぞれ別になっています。付帯機能欄の電気・ガス・石油は、その設備の熱源を表していますので該当するものにチェックして下さい。

この項目も引渡し後買主様から不具合の申出が多い項目です。この部分は、使用年数も記入頂き、後々、買主が該当設備を保守する上で参考となるような情報も記入して下さい。

【照明・収納】

屋内と屋外に分けての記入となります。引渡す照明器具に電球切れやスイッチの故障などがあれば備考欄に記入して下さい。

撤去するものがある場合は、その設置された場所についても備考欄に記入して下さい。

収納関係は、原則、造付けではない家具は含まれません。たんすや金庫等で不要となったものは撤去にチェックを付けたうえ売主の責任において処分します。また、各設備については、設置場所のほか不具合などもあれば備考欄に記入して下さい。

玄関・窓・その他部門

【玄関・窓・その他】

この項目は設備の有無のみならず、使用上の不具合箇所についても重要となります。建具自体の歪みや窓ガラスの割れている箇所、網戸やふすまの破れ等についても備考欄に記入して下さい。

溝はあるが、網戸が入っていない箇所、2室を1室として使用していた場合の間仕切りの戸の行方などについても記入することになります。

その他、車庫など対象物件とは別に独立した建物として登記されているものもあり、設備とは言い難いですが、買主様に説明するにあたりこれらも記入することになります。さらに、車庫の場合、その広さによっては駐車できる車種が限られます。駐車可能な車種等をわかる範囲で記入して下さい。

庭木については、敷地に植えられているものの他、鉢植えなどで撤去しないものも含めて記入して下さい。枝が隣地へはみ出したり、倒れる危険等がある場合は、その旨備考欄に記入して下さい。また、撤去する場合は撤去後、穴が残ると非常に危険となりますので、埋め戻すなどの措置を講じて下さい。

ここに記載されている項目は住宅の付帯設備の代表的なものです。これら以外のにも付帯設備・付帯機能のついた製品がありますからその他欄を活用して記入するようにして下さい。

表2 物件状況報告書のご記入方法

不動産の売買契約では、売買対象となる物件の状況が契約締結時にどのような状態であるか、また、どのような状態で買主に引渡すかは、買主様にとって非常に重要な事項であり、このためにも明確にしておく必要があります。

既存住宅の場合は、経年変化等により損耗等が生じていることもあります。

こんため、後々のトラブルを防止する観点からも本書をもってその状態を買主様へご説明していただく必要があります。

売買物件に瑕疵（欠陥や不具合）があれば、本書をもって予め、買主様に説明することが必要あります。万一、売主様が知っていた事であるにもかかわらず、買主様に告知しなかった瑕疵については、不動産売買契約書の定めにかかるわらず、買主様は説明義務違反に基づく契約解除や損害賠償義務等の法的責任を負担することとなり、深刻なトラブルに巻き込まれる場合があります。

国土交通省では、宅地又は建物の過去の履歴や隠れた瑕疵（欠陥や不具合）など、買主様や所有者しかわからない事項について、買主様から「告知書」を提出することにより、将来の紛争防止に役立つことが望ましいと指導しております。

一方、買主様は、買主様が売買契約締結時に瑕疵（欠陥や不具合）の存在を知っていたときは責任を負う必要はありませんので、このため、買主様が知っている瑕疵（欠陥や不具合）については本書をもって正確に買主様に伝えることが大変重要なこととなります。

なお、瑕疵には、物件に関する瑕疵だけでなく、心理的な瑕疵（事件・事故・自殺等）もあります。また、今後、物件に何らかの影響を及ぼす可能性のある騒音・臭気等の発生、近隣の建築計画等があるかどうかについても買主様が購入する際の判断基準となることがあります。

これらの「重要な事実」について、取引におけるトラブルの防止のためにも、買主様が知り得ている事実について、本書をもってご説明下さい。

なお、記入の際は下記をご参考にしながら「物件状況報告書（告知書）」に正確にご記入願います。

項目		状況
建 物	雨漏り	天井からのものだけでなく、外壁やサッシ取付部分等からの吹き込みやシミがある場合も記入してください。
	白蟻被害	売買対象の建物、敷地内の物置、建物周辺部の植木等も含めて記入してください。
	建物の瑕疵（傾き・腐食・きしみ・不具合等）	建物全体の傾き、部分的な傾き、木部の腐食（特に浴室・洗面所・台所等の水回りに留意）、サビ（ペランダ等の鉄製部分等）、建築部材（アスベスト・ホルムアルデヒド等）、床のきしみ、その他不具合を記入してください。
	石綿使用調査結果の記録	石綿を使用しているかどうかの調査結果があるか否か。その内容としては、調査日、調査の実施者、調査の範囲、石綿の使用の有無及び使用箇所について記入してください。 その他石綿に関する情報があれば建物の「備考欄」にご記入ください。
	給排水施設の故障・漏水	配管等の割れ・水漏れ、赤サビ水・濁り・詰まり等、給排水関係の不具合を記入してください。
	新築時の建築確認通知書（確認済証）・設計図書	新築時の建築確認済書、設計図書の有無。 新築に係った建設業者、不動産取得時に係った不動産流通業者を記入してください。
	住宅性能評価	新築または既存住宅の住宅性能評価を受けているか否か。
	耐震診断	以下の耐震診断の結果があるか否か。 ・地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」 ・住宅品確法に定める「住宅性能評価書」（含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの） ・指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果 その他耐震診断の情報があれば建物の「備考欄」にご記入ください。
	増改築・修繕・リフォームの履歴	壁や柱の撤去・移動等の増改築・間取り変更を行っている場合は、耐力構造に影響を及ぼす可能性があるので、特に留意して下さい。
	境界確定の状況・越境	境界に関する取決め書や隣地との共有塀の有無や管理方法等、境界について引継事項がある場合に記入してください。また、屋根や塀、フェンス、塀、樹木等の隣地への越境あるいは隣地からの越境、道路への越境がある場合にも記入してください。
土 地	土壤汚染の可能性	土壤汚染調査等の状況、土壤汚染等の瑕疵の存否又は可能性の有無、過去の所有者と利用状況、周辺の土地の過去及び現在の利用状況を記入してください。
	地盤の沈下、軟弱	地盤が弱い（当該土地が以前に水田や池、沼等であった場合等が考えられます）場合や、建物建築に当たって通常よりも強固な基礎が必要である場合は記入してください。また売買物件の地盤が現実に沈下している場合は、その場所と状況についても記入してください。
	敷地内残存物（旧建物基礎・浄化槽・井戸等）	旧建物基礎や浄化槽および建築廃材（いわゆる「ガラ」等の残存物）、撤去費用を要する不用物がある場合に記入してください。
	騒音・振動・臭気等	一般的な観点から判断して気になると思われるものについて記入してください（道路・電車・飛行機・工場・店舗等によるものが考えられます）。
周 辺 環 境	周辺環境に影響を及ぼすと思われる施設等	一般的な観点から判断して気になると思われるものについて記入してください（ゴミ処理場、暴力団事務所、火葬場等が考えられます）。
	近隣の建築計画	売買物件に影響を及ぼすと思われる近隣の建築計画があれば記入してください。
	電波障害	テレビ等の電波に障害がある場合に記入してください。
	近隣との申し合わせ事項	近隣地域（自治会・町内会等）での協定や取決め（ゴミ集積場所、自治会・町内会費等）で特に買主に引き継ぐべき事項を記入してください。
	浸水等の被害	床上・床下等を問わず、浸水の事実について、また周辺地域が浸水の多い地域であればその事実も記入してください。
	事件・事故・火災等	売買物件やその近隣での自殺、殺傷事件等の心理的影響があると思われる事実があれば記入してください。また、火災についてはボヤ等についても記入してください。
	自治会費・区費等	自治会費・区費等の支払いの有無及びその金額をご記入してください。
	管理費、修繕関係	区分所有建物の場合のみご記入ください。
マンションの場合は その他売主から買主へ引継ぐべき事項		表記列挙項目の補足説明や、列挙項目以外（近隣とのトラブル等）で、買主に説明すべき事実があれば記入してください。

※ 表1、表2ともに売主様と買主様との間のトラブルを避ける為、特に後日買主様より売主様へ「聞いていない」「付帯設備が使えない」「知らないかった」等のクレームにより売主様へ思ひぬ負担がかからないようにする為、なるべく詳しく正確に全てご記入してください。